

《 供託ってどんな手続？ 》

家賃を払えるのに
大家さんに受け取って
もらえないとき…
不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

市議会議員選挙に
立候補するとき…
戸籍制度マスコットキャラクター
「コセキツネ」

宅地建物取引士と
して開業するとき…
人権擁護委員ナビゲーションキャラクター
「たばみん」

問題
3つの場合全てに
共通している手続
は何でしょう？

法務省公報公式
マスコットキャラクター
「ももジャン」

一見何の関係もなさそうな3つの話…
実は、法務局の「ある手続」を利用する
という共通点があります。

一体それは何という名前の、
どんな手続なのでしょう？
ももジャンと一緒に見て
みましょう。



**きょうたく
供託**

答えは「供託」でした！

供託金（金銭や有価証券）を
法務局に納めるという方法で
法律上の目的※を
達成する手続のこと。

国民の様々な権利を守る
重要な役割を果たしている。

供託とは、供託金を法務局に納めて管理を委ね、
供託金を受け取る権利を持っている人が法務局
から受け取れるようにする手続です。

※例えば、大家さんが亡くなってしまい、誰に家賃を払えば
いいかわからないときに供託をすると…



家賃を払った住人が部屋に住む権利と、大家さんの相続人
が家賃を受け取る権利の両方を守ることができます。

供託には色々な
種類がありますが

どれも法律に
「することができる」か
「しなければならない」
と書かれているのが
共通点です

供託には様々な種類があり、代表的なのは、

弁済供託

お金を払いたいが相手の都合で受け取ってもらえない
場合に、支払金額を供託する

選挙供託

選挙に立候補する場合に、法定の金額を供託する

保証供託

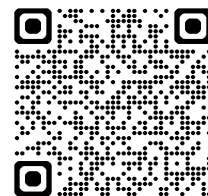
お客さんに損害を与えた場合の賠償金として使うため、
特定の職業で開業する場合に、法定の金額を供託する
などです。

パソコンで
手続できるから、
天気が悪いときや
法務局が遠いとき
も安心です！

よし申請書
作るぞー！

法務省のホームページでは、供託制度の紹介、
「かんたん登記・供託申請」を使ったオンライン
申請の案内をしています。

上で紹介した場合以外にも、
供託手続を利用する場合は
お近くの法務局までご相談
ください。



↑法務省ホームページ
はこちら